

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月6日
【会社名】	株式会社多摩川ホールディングス
【英訳名】	TAMAGAWA HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福永 節也
【本店の所在の場所】	神奈川県綾瀬市上土棚中三丁目11番23号
【電話番号】	0467(79)7027(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 高橋 功
【最寄りの連絡場所】	神奈川県綾瀬市上土棚中三丁目11番23号
【電話番号】	0467(79)7027(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 高橋 功
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 43,587,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 770,037,000円 (注)行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	4,843個（新株予約権1個につき普通株式1,000株）
発行価額の総額	43,587,000円
発行価格	1個につき9,000円（本新株予約権の目的である株式1株あたり9円）
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成25年1月25日（金）から同30日（水）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社多摩川ホールディングス 経営管理部
払込期日	平成25年1月30日（水曜日）
割当日	平成25年1月30日（水曜日）
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 大和支店

- (注) 1. 本有価証券届出書による株式会社多摩川ホールディングス（以下「当社」といいます。）第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に係る募集は、平成24年12月6日開催の当社取締役会において決議されております。
2. 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当では行われないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 本新株予約権の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生及び平成25年1月25日開催予定の当社臨時株主総会にて承認されることを条件とします。

##### (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。単元株式数は1,000株である。
------------------	---

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式4,843,000株とする。本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数（以下「割当株式数」という。）は、1,000株とする。但し、本欄2及び3により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める行使価額調整式における調整前行使価額と調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3（2）及び（5）による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始以降速やかにこれを行うものとする。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、その価額は行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額は（以下「行使価額」という。）は、当初150円とする。但し、本欄3の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本欄(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、平成24年12月6日開催の取締役会の決議に基づく新株式発行に係る募集、及び当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合は、その日

の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当該株式の分割又は無償割当てのための基準日（無償割当てのための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

本欄(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合（但し、当社取締役会の決議に基づく当社取締役及び当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払い込み期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその翌日以降これを適用する。

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金726,450,000円</p> <p>(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、159,000円(本新株予約権1個の発行価格と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点において有効な割当株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に159,000円(本新株予約権1個の発行価格と新株予約権1個の行使に際して払い込むべき金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点において有効な割当株式数に当該行使請求の対象となった本新株予約権の数を乗じた数で除した金額となる。</li> <li>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。</li> <li>3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本第2項記載の資本金等増加限度額から本第2項に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</li> </ol>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成25年1月30日から平成27年1月29日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <p>当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。)の3営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)前の日から株主確定日までの期間</p> <p>振替機関が必要であると認めた日</p> <p>別記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社多摩川ホールディングス 経営管理部</li> <li>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</li> <li>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 大和支店</li> </ol>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>取得事由は定めない。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
<p>代用払込みにに関する事項</p>	<p>該当事項はありません。</p>

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割継承会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>(1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本金準備金、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 別記「新株予約権の行使期間」欄、「新株予約権の行使の条件」欄、本欄、別記「新株予約権の譲渡に関する事項」欄及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄の第2項及び第3項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p> <p>(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
---------------------------------	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社の普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、別記「新株予約権の行使期間」欄に記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に記載の払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとします。
- (2) 上記(1)に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求にかかる新株予約権行使請求取次日に発生します。

2. 本新株予約権証券

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しません。

3. その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を

取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

### （３）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## ２【新規発行による手取金の使途】

### （１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
770,037,000	14,000,000	756,037,000

- （注）１．上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額726,450,000円を加えた額であります。
- ２．発行諸費用の概算額には、消費税が含まれております。
- ３．発行諸費用の内訳は、概算で割当候補先紹介料3,300,000円、弁護士費用3,150,000円、バリュエーションに対する報酬3,150,000円、登録免許税2,600,000円、外部属性調査費用500,000円、その他費用（株主総会開催費用、翻訳費用、電子公告費用等）1,300,000円からなり、14,000,000円を予定しております。なお、弁護士費用、及び割当予定先が本新株予約権及び本株式（平成24年12月6日開催の取締役会において本新株予約権と共に決議された第三者割当による株式の発行によるもの、以下同じ。）で共通の者に対する調査費用等については、費用を等分して計上しております。
- ４．本新株予約権の行使期間内にその全部または一部につき行使が行われない場合、本新株予約権の全部または一部につき消却がなされた場合には、調達する資金の額及び差引手取概算額は減少いたします。

### （２）【手取金の使途】

本新株予約権の発行及び行使による払込金額の総額770,037,000円から発行諸費用を控除した差引手取額756,037,000円の使用は、以下のとおり予定しております。

具体的な使途	金額	支出予定時期
太陽光発電事業の投資資金（注１、２）	35,387,000円 （本新株予約権の払込金額に係る手取金額）	平成25年１月から平成25年３月まで
	720,650,000円 （本新株予約権の行使価額に係る手取金額）	平成25年１月から平成27年１月までの投資案件の進捗に応じて

（注１）平成24年9月9日付「固定資産の賃借によるメガソーラー用地確保に関するお知らせ」に公表いたしましたとおり、山口県下関市の太陽光発電所の用地を確保しました。また、平成24年9月25日付「子会社設立に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、平成24年9月25日付で、太陽光発電所を運営する専門会社である「株式会社GPエナジー」を設立し、同社で山口県下関市のメガソーラー発電所を運営して参ります。当該調達資金は、当社から株式会社GPエナジーに対して貸付けまたは出資を行うことにより資金拠出し、同社の行う山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金に充当します。株式会社GPエナジーは、本新株予約権払込価額に係る手取金額35,387,000円、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち106,553,000円及び本株式の払込価額に係る手取金額120,560,000円との合計額262,500,000円を、次のとおり投資を行う予定であります。本来は、山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金につきましては、平成25年3月までに投資の必要性があることから、資金調達を本株式の払込価額及び本新株予約権の払込価額で対応する方針でございましたが、想定した割当候補先が引き受けないこととなり、本新株予約権の行使価額も含めて対応することとなりました。なお、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち106,553,000円の金額につきましては、投資の不足分をMarilyn Tang氏より平成25年3月までに当社の要請に基づき行使するという表明を書面にて頂いております。

投資内容	金額
モジュール・架台代金	160,000,000円
電気設備	62,500,000円
工事代金	15,000,000円
その他経費	25,000,000円
合計	262,500,000円

（注２）平成24年11月27日付「固定資産の賃借によるメガソーラー用地確保に関するお知らせ」に公表いたしましたとおり、長崎県五島市の太陽光発電所の用地を確保しました。当該土地につきましても、太陽光発電所を運営する専門会社を設立する予定であります。なお、同専門会社は、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち570,000,000円



を、次のとおり投資を行う予定であります。

投資内容	金額
モジュール・架台代金	210,000,000円
工事代金	150,000,000円
電気設備	145,000,000円
構築物	35,000,000円
その他経費等	30,000,000円
合計	570,000,000円

(注3) 当社は、太陽光発電事業につき、上記山口県下関市及び長崎県五島市の案件以外にも安定した収益が期待できる案件を複数保有しており、交渉が具体化した場合には、新たな太陽光発電事業への投資を行うこととなります。そのため、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち上記使途以外の44,097,000円につきましては、山口県下関市及び長崎県五島市でのメガソーラー発電所以外の新たな太陽光発電所への投資資金に充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集に関する特別記載事項】

当社は、平成24年12月6日の取締役会にて、本新株予約権の発行とともに、第三者割当の方法による本株式（以下、本新株予約権及び本株式を合わせて「本第三者割当」といいます。）の発行を決議しております。

本株式の発行の概要は以下のとおりです。

#### 本株式

(1) 発行数	2,136,000株
(2) 発行価額の総額	277,680,000円（1株当たり130円）
(3) 資本組入額	138,840,000円（1株当たり65円）
(4) 申込期間	平成25年1月25日から同30日
(5) 払込期日	平成25年1月30日
(8) 割当予定先	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 Marilyn Tang 769,000株 島貫 宏昌 307,000株 新井 紀之 169,000株 久保田 定 153,000株 藤島 好治 153,000株 小泉 洋子 153,000株 PERMAN YADI 90,000株 大武 浩幸 76,000株 安井 健一 76,000株 一言 伊左夫 76,000株 田邊 俊 76,000株 新井 正敏 38,000株

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	氏名	Marilyn Tang
	住所	シンガポール国
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：Timesquare Ventures Pte. Ltd. Director 所在地：165, Bukit Merah Central, #08-2683, Singapore 150165 事業の内容：コンサルタント業
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当該個人は、当社との間で平成24年11月2日付で金20,000,000円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れております。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	PERMAN YADI
	住所	シンガポール国
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：SMM Group Pte.Ltd. Director 所在地：24 Raffles Place #26-01B Clifford Centre Singapore 048621 事業の内容：投資業
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	島貫 宏昌
	住所	東京都港区
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：株式会社アカウントホールディングス 代表取締役 所在地：東京都品川区上大崎三丁目4番1号 事業の内容：経営コンサルタント業、事務処理代行業等
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当該個人は、当社との間で平成24年10月18日付で金40,000,000円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れております。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	久保田 定
	住所	宮城県仙台市青葉区
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：株式会社久保田本店 代表取締役 所在地：宮城県仙台市青葉区一番町四丁目4番33号 事業の内容：不動産賃貸業、不動産売買仲介業等
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当該個人は、当社との間で平成24年10月10日付で金20,000,000円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れています。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	藤島 好治
	住所	福岡県福岡市博多区
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：有限会社藤島興産 取締役 所在地：福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目1番5号 事業の内容：貸事務所、賃貸マンション、不動産管理業等
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当該個人は、当社との間で平成24年11月5日付で金20,000,000円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れています。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	新井 紀之
	住所	埼玉県鴻巣市
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：株式会社アサヒコミュニケーションズ 取締役 所在地：埼玉県鴻巣市本町四丁目3番23号 事業の内容：印刷製本加工業等
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当該個人は、当社との間で平成24年9月27日付で金17,000,000円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れています。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	大武 浩幸
	住所	東京都杉並区
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：リーテイルプランディング株式会社 取締役 所在地：東京都港区北青山二丁目12番16号 事業の内容：不動産の売買及び賃貸の仲介・管理、鑑定ならびに建築物の設計、施工、管理、請負等
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当該個人は、当社との間で平成24年10月16日付で金10,000,000円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れています。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	安井 健一
	住所	静岡県周智郡
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：株式会社八幡屋茶舗 代表取締役 所在地：静岡県周智郡森町天宮581-1 事業の内容：茶の製造、加工及び販売等
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当該個人は、当社との間で平成24年9月26日付で金10,000,000円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れています。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	一言 伊左夫
	住所	静岡県島田市
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：カネイ一言製茶株式会社 代表取締役社長 所在地：静岡県島田市道悦1丁目1番9号 事業の内容：茶の再製加工、卸及び販売等
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当該個人は、当社との間で平成24年10月15日付で金9,999,160円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れています。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

### c. 割当予定先の選定理由

当社は、平成20年3月期から5期間連続して財政状態が悪化している現在の厳しい環境を乗り越え、今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、太陽光発電所事業への投資を行い、当社の収益拡大を目指し、かつ財務体質の改善、経営基盤の強化、将来的な収益源泉の確保を図っていくことが、当社の果たすべき当面の役割であると認識しております。

これらを実施していくために、当社が太陽光発電所事業への投資を進める経営方針等を理解していただける候補先として、当社の代表取締役社長である福永節也の知人である藤島好治氏（藤島好治氏は有限会社藤島興産の取締役であり、同社は福永節也が代表取締役である株式会社ジャパンゴールドを介しての知人であります。同社の代表取締役である藤島健一氏にご子息である藤島好治氏を福永節也へ紹介いただきました。）と平成24年9月24日より面談し、当社の代表取締役である榎澤徹の知人であるMarilyn Tang氏（榎澤徹とは、過去において、コメルツバンクサウスイーストアジア社での同僚でありました。）及びPERMAN YADI氏（榎澤徹とは、過去において、和光証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）での同僚でありました。）及び一言伊左夫氏（榎澤徹とは、過去においてH S B C銀行においてH S B C銀行関係者から紹介された者であります。）と平成24年8月23日より面談しました。また、平成24年10月19日に当社と割当候補先紹介のアドバイザー契約を締結をした株式会社アースリンク（住所：東京都中央区、代表者：三原浩、主たる業務：企業の合併、技術、販売等の提携に関する仲介斡旋及びそのコンサルティング）を介して金銭的に余裕があり、かつ属性上の問題がない割当候補先を紹介いただくよう要請し、当社の経営方針にご賛同いただける方として、島貴宏昌氏、新井紀之氏、久保田定氏、大武浩幸氏及び安井健一氏を平成24年8月14日より順次紹介いただきました。

なお、株式会社アースリンクは割当候補先である一言伊左夫氏から平成24年7月30日に当社代表取締役である榎澤徹が紹介を受け、一言伊左夫氏の紹介でもあったことから当社とは平成24年8月上旬から交渉を行い、実際に割当候補先を紹介され、平成24年10月19日付の属性調査報告書によれば反社会的勢力との関係もないものと判断されることから、平成24年10月19日に当

社と割当候補先紹介のアドバイザー契約を締結しております。また、アドバイザー契約の締結日が実際に割当候補先の紹介日より遅れた理由は、株式会社アースリンクによる割当候補先の紹介実績を確認するためであり、かつ、当社としてエクイティファイナンスの実現可能性が高まった段階でアドバイザー契約を締結したためであります。

なお、本新株予約権の発行につき割当候補先が応諾した経緯は、次のとおりです。

#### イ. Marilyn Tang氏について

Marilyn Tang氏につきましては、当社代表取締役の榊澤徹の知人であり、平成24年8月23日付秘密保持契約を締結の上、当社代表取締役の榊澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本新株予約権の引き受けをお願いいたしました。

本新株予約権の引き受けにつきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有していることから、案件を獲得していくための当社の資金の必要性を説明し、そのため本新株予約権の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本新株予約権の引き受けをお願いし、応諾いただきました。なお、同氏につきましては、山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金において、平成25年3月までに投資の可能性があることから、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち106,553,000円の投資の不足分を同氏より平成25年3月までに当社の請求に基づき行使をするという表明を書面にて頂いております。

#### ロ. 島貫宏昌氏について

島貫宏昌氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、平成24年8月14日付秘密保持契約を締結の上、当社代表取締役の榊澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本新株予約権の引き受けをお願いいたしました。

本新株予約権の引き受けにつきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有していることから、案件を獲得していくための当社の資金の必要性を説明し、そのため本新株予約権の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本新株予約権の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

#### ハ. 新井紀之氏について

新井紀之氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、割当候補先である新井正敏氏のご子息であります。平成24年8月16日付秘密保持契約を締結の上、当社代表取締役の榊澤徹及び山下正寛が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本新株予約権の引き受けをお願いいたしました。

本新株予約権の引き受けにつきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有していることから、案件を獲得していくための当社の資金の必要性を説明し、そのため本新株予約権の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本新株予約権の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

#### ニ. 久保田定氏について

久保田定氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、平成24年9月20日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の榊澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本新株予約権の引き受けをお願いいたしました。

本新株予約権の引き受けにつきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有していることから、案件を獲得していくための当社の資金の必要性を説明し、そのため本新株予約権の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本新株予約権の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

#### ホ. 藤島好治氏について

藤島好治氏につきましては、当社代表取締役社長の福永節也の知人であり、平成24年9月24日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役社長の福永節也が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本新株予約権の引き受けをお願いいたしました。

本新株予約権の引き受けにつきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有していることから、案件を獲得していくための当社の資金の必要性を説明し、そのため本新株予約権の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本新株予約権の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

#### ヘ. PERMAN YADI氏について

PERMAN YADI氏につきましては、当社代表取締役の榊澤徹の知人であり、平成24年8月23日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の榊澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本新株予約権の引き受けをお願いいたしました。

本新株予約権の引き受けにつきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有していることから、案件を獲得していくための当社の資金の必要性を説明し、そのため本新株予約権の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本新株予約権の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

#### ト. 大武浩幸氏について

大武浩幸氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、平成24年9月26日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の榊澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本新株予約権の引き受けをお願いいたしました。

本新株予約権の引き受けにつきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有していることから、案件を獲得していくための当社の資金の必要性を説明し、そのため本新株予約権の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本新株予約権の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

## チ. 安井健一氏について

安井健一氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、平成24年8月16日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の榊澤徹及び山下正寛が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本新株予約権の引き受けをお願いいたしました。

本新株予約権の引き受けにつきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有していることから、案件を獲得していくための当社の資金の必要性を説明し、そのため本新株予約権の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本新株予約権の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

## リ. 一言伊左夫氏について

一言伊左夫氏につきましては、当社代表取締役の榊澤徹の知人であり、平成24年9月29日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の榊澤徹及び山下正寛が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本新株予約権の引き受けをお願いいたしました。

本新株予約権の引き受けにつきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有していることから、案件を獲得していくための当社の資金の必要性を説明し、そのため本新株予約権の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本新株予約権の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

## d. 割り当てようとする本新株予約権の目的である株式の数（新株予約権の割当個数）

氏名	本新株予約権の目的である株式の数 (新株予約権の割当個数)	本新株予約権の払込金額 と行使価額の合計額
Marilyn Tang	2,000,000株(2,000個)	318,000,000円
PERMAN YADI	2,000,000株(2,000個)	318,000,000円
島貫 宏昌	266,000株(266個)	42,294,000円
久保田 定	133,000株(133個)	21,147,000円
藤島 好治	133,000株(133個)	21,147,000円
新井 紀之	113,000株(113個)	17,967,000円
大武 浩幸	66,000株(66個)	10,494,000円
安井 健一	66,000株(66個)	10,494,000円
一言 伊左夫	66,000株(66個)	10,494,000円

## e. 株式等の保有方針

本新株予約権につき、Marilyn Tang氏につきましては、山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金において、平成25年3月までに投資の必要性があることから、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち106,553,000円の投資の不足分を同氏より平成25年3月までに当社の請求に基づき行使をするという表明を書面にて頂いております。また、その他の各割当予定先に対しては、長崎県五島市のメガソーラー発電所等投資案件の進捗に応じて、本新株予約権を行使頂く予定となっております。本新株予約権を行使した新株式につきましては、本新株予約権の権利行使時にかかる課税の税額分は売却する方針と口頭で聞いており、売却以外の株式については、有利発行ではあるものの当該株式を概ね2年以上の長期保有目的を前提とする旨の表明を書面により頂いております。また、Marilyn Tang氏及びPERMAN YADI氏につきましては、当社の方針に基づき、当社グループの太陽光発電所事業の業務提携先等の協力者が現れた場合には本新株予約権の一部または本新株予約権を行使した新株式を譲渡する要請をしており、業務提携先等の協力者に転売する可能性があります。当社の方針に基づく転売の要請については、両氏ともに賛同頂いております。なお、Marilyn Tang氏及びPERMAN YADI氏に要請をする理由といたしましては、資本力を有していることから本新株予約権を多額に引き受けていただいたため、また当社代表取締役の榊澤徹の古くからの知人であるため、当社として信頼に足る人物と確信した上で要請を行うものであります。また、本新株予約権の譲渡につきましては、譲渡制限が付されており、取締役会決議の承認を必要としていることから、当該承認に先立ち、当社にて第三者の信用調査機関への調査依頼及び財産の存在を確認いたします。

また、当社は、Marilyn Tang氏及びPERMAN YADI氏を除き、割当予定先より本新株予約権を行使した新株式につき、原則、担保設定や貸株契約をしないことを口頭にて確認しております。

## f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本第三者割当による本新株予約権の払込金額及びその行使価額の払込みを行うことが可能であり、資金を保有している旨を表明した書面を各氏より受領しております。

Marilyn Tang氏、PERMAN YADI氏、島貫宏昌氏、久保田定氏、藤島好治氏、新井紀之氏、大武浩幸氏、安井健一氏、一言伊左夫氏に対して発行する本新株予約権の払込金額及び行使価額の払込みに関する財産につき、以下の内容を確認いたしました。

イ. Marilyn Tang氏につきましては、銀行口座の預金通帳の写しを取得し、また、同氏が保有する不動産リスト及びUrban Redevelopment Authorityのプライス表を取得し、不動産の全部または一部の売却、担保権の設定による金融機関等からの借入等の換価処分により調達する見込みであり、当該調達によって払い込みを行う確約書を受領しております。銀行口座の預金通帳の写し及び不動産のプライス表を確認いたしました。また、同氏より本新株予約権の払込金額は手元資金で払い込みを行い、本新株予約権の行使価額は手元資金及び不動産の全部または一部の売却、担保権の設定による金融機関等からの借入等の換価処分により行う旨の説明を受けており、同氏より受領した資料及び当該説明を踏まえると、当社としても、換価処分を行うことが可能であるものと見込んでおります。これらにより、当社は本新株予約権の払込金額及びその行使価額につき払い込みに足りることを確認いたしました。

なお、本新株予約権の行使につき、同氏につきましては、山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金において、平成25年3月までに投資の必要性があることから、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち106,553,000円の投資の不足分を同氏より平成25年3月までに当社の請求に基づき行使をするという表明を書面にて頂いております。当

社といたしましては、銀行口座の預金通帳の写しを確認の上、投資の不足分である106,553,000円を上回る資金を保有していることから、平成25年3月までにその行使価額につき払い込みに足ることを確認いたしました。

- ロ. PERMAN YADI氏につきましては、銀行口座の預金通帳の写しを取得し、また、同氏が保有する不動産リスト及びUrban Redevelopment Authorityのプライス表を取得し、不動産の全部または一部の売却、担保権の設定による金融機関等からの借入等の換価処分により調達する見込みであり、当該調達によって払い込みを行う確約書を受領しております。銀行口座の預金通帳の写し及び不動産のプライス表を確認いたしました。また、同氏より本新株予約権の払込金額及び行使価額は、手元資金及び不動産の全部または一部の売却、担保権の設定による金融機関等からの借入等の換価処分により行う旨の説明を受けており、同氏より受領した資料及び当該説明を踏まえると、当社としても、換価処分を行うことが可能であるものと見込んでおります。これらにより、当社は本新株予約権の払込金額及びその行使価額につき払い込みに足ることを確認いたしました。
- ハ. 島貫宏昌氏につきましては、証券会社の預り資産明細を取得し、預り資産が日本の株式市場の上場株式であって本新株予約権の払込金額の払込みまでに払込金額相当額への換金が困難ではない資産であって、本新株予約権の行使時点においても換金が困難ではない資産であると判断されること及び当該預り資産合計額が本新株予約権の払込金額及びその行使価額を上回る残高であることを確認しました。
- ニ. 久保田定氏につきましては、証券会社の預り資産明細を取得し、預り資産が日本の株式市場の上場株式であって本新株予約権の払込金額の払込みまでに払込金額相当額への換金が困難ではない資産であって、本新株予約権の行使時点においても換金が困難ではない資産であると判断されること及び当該預り資産合計額が本新株予約権の払込金額及びその行使価額を上回る残高であることを確認しました。
- ホ. 藤島好治氏につきましては、銀行口座の預金通帳の写しを取得し、銀行口座の残高を確認し、銀行口座残高の合計額が、本新株予約権の新株予約権及びその行使価額を上回る預金残高であることを確認しました。なお、銀行口座の残高につき、一部金額を藤島好治氏の実父である藤島健一氏から金銭貸借契約に基づき20,000,000円の借入を行っている旨の確認をしております。
- ヘ. 新井紀之氏につきましては、証券会社の預り資産明細を取得し、預り資産が日本の株式市場の上場株式であって本新株予約権の払込金額の払込みまでに払込金額相当額への換金が困難ではない資産であって、本新株予約権の行使時点においても換金が困難ではない資産であると判断されること及び当該預り資産合計額が本新株予約権の新株予約権及びその行使価額を上回る残高であることを確認しました。
- ト. 大武浩幸氏につきましては、銀行口座の預金通帳の写しを取得し、銀行口座の残高を確認し、銀行口座残高の合計額が、本新株予約権の払込金額及びその行使価額を上回る預金残高であることを確認しました。
- チ. 安井健一氏につきましては、金融機関の預金証書の写しを取得し、預金証書の合計額が、本新株予約権の払込金額及びその行使価額を上回る預金残高であることを確認しました。
- リ. 一言伊左夫氏につきましては、金融機関の預金証書の写しを取得し、預金証書の合計額が、本新株予約権の払込金額及びその行使価額を上回る預金残高であることを確認しました。
- 上記のとおり、各割当予定先の払込に要する資金等の状況について確認しており、各割当予定先ともに払込に要する資金等を保有していることから、当社として、本第三者割当による本新株予約権の払込みに確実性があると判断しております。

#### g. 割当予定先の実態

本新株予約権の割当予定先につきましては、反社会的勢力の関与等のリスクを排除し、割当予定先としての適切性を担保することにより、コンプライアンスの遵守及び企業の社会的責任を果たすことを目的として、当社から第三者の信用調査機関へ調査を依頼しました。

Marilyn Tang氏及びPERMAN YADI氏につきましては、アジアに幅広いネットワークを有する独立系の企業アドバイザー・ファームであるCrossborder Pte Ltd(住所:50 Raffles Place, #11-05 Singapore Land Tower, Singapore 048623)による調査を行い、当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等についても反社会的勢力との関わりを示す情報などはなく、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を受領しております。また、島貫宏昌氏、久保田定氏、藤島好治氏、新井紀之氏、大武浩幸氏、安井健一氏、一言伊左夫氏につきましては、株式会社JPリサーチ&コンサルティング(住所:東京都港区虎ノ門3-7-12 虎ノ門アネックス6階)による調査を行い、当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等についても反社会的勢力との関わりを示す情報などはなく、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を受領しております。なお、一部割当予定先の紹介者である株式会社アースリンク及び藤島好治氏の資金の借入先である実父の藤島健一氏につきましても調査を行い、同社または同氏、主要関係企業及びその関係人物等についても反社会的勢力との関わりを示す情報などはなく、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を受領しております。

また、当社としましては、調査報告書受領後、各割当予定先から、当該各割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等について、反社会的勢力と関わりはないとの回答を得るとともに確認書を受領し、確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 3 【発行条件に関する事項】

当社は平成24年8月14日に島貫宏昌、平成24年8月16日に新井紀之氏及び安井健一氏、平成24年8月23日にMarilyn Tang氏及びPerman Yadi氏、平成24年9月20日に久保田定氏、平成24年9月24日に藤島好治氏、平成24年9月26日に大武浩幸氏、平成24年9月29日に一言伊左夫氏とそれぞれ秘密保持契約を締結した上で、交渉を行なってまいりました。

当該交渉では、平成24年8月から10月中旬にかけて当社の株価が130円前後で推移していたこと、同年9月頃には同年8月の1ヵ月間の平均株価132円、同年10月頃には同年9月の1ヵ月間の平均株価132円であったことから、当社としてメガソーラー発電所の資金需要を鑑み新株予約権の行使の実行可能性があると新株予約権の公正価値が高額ではないことを勘案し、150円による本新株予約権の行使価額で割当候補先と協議をしておりました。また、本新株予約権1個当たりの払込金額につきましては9,000円(1株当たり9.0円)(第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都港区 代表取締役 野口真人)により、平成24年10月1日を基準日として行使価額を150円としてモンテカルロ・シミュレーションにより試算した結果)による本新株予約権の払込金額で割当候補先と協議をしておりました。

当社として、割当候補先との交渉が最終次第に速やかに発行の決定を行うことを想定しておりましたが、当社としては太陽光事業に必要な資金を同一の機会に可能な限り資本で調達したいと考えており、また、平成24年9月9日に公表したたしとおり山口県下関市のメガソーラー発電所の用地を取得し、また、平成24年11月27日に公表した長崎県五島市のメガソーラー発電所の用地獲得可能性があったことから、投資に必要な資金調達のため更に多額の資金を集めるべく動いておりました。

その動きの中で、当社が発行の決定が出来ずに交渉期間が長引く間、太陽光発電事業を行っている当社の株価が平成24年10月中旬より徐々に上昇してしまいました。

しかしながら、1株当たり150円の本新株予約権の行使価額及び本新株予約権1個当たりの払込金額9,000円で協議を重ねてきた割当候補先との間で、本新株予約権にかかる取締役会決議日の直前営業日の株価を超えた行使価額でご了解いただくことは難しい状況であります。

仮に発行株価の交渉により了解を得られない場合は、本第三者割当を行うこと自体が不可能となり、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所の投資の中断も余儀なくされ、特に山口県下関市のメガソーラー発電所は既に建設が開始されているため支払いも発生し、当社の資金繰りが逼迫する結果となります。また、発行株価の交渉が長引けば山口県下関市の太陽光発電事業への投資開始時期である平成25年1月に資本性の資金調達が間に合わず、また、その後においても平成25年3月末までに太陽光発電事業に必要な投資を実行できなければ電力買取価格が低下する可能性が高く、計画どおり山口県下関市の太陽光発電事業を進められないおそれがあり、その結果、財務基盤の改善や金融機関の与信判断の向上も期待できないおそれもあります。

そのため、平成24年12月6日開催の取締役会決議にあたり、本新株予約権の行使価額につきましては行使価額150円とし、本新株予約権1個当たりの払込金額9,000円(1株当たり9.0円)といたしました。本新株予約権の払込金額につきましては、平成24年12月6日開催の取締役会決議にあたり、本新株予約権の払込金額決定の参考にするため、上記第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに本新株予約権の価値算定を依頼しました。

当社は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格の変動性(ボラティリティ53.66%)、満期までの期間(2年)、配当利回り(0%)、無リスク利率(0.095%)等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる上記第三者機関の算定結果(公正価値29,500円(1株当たり29.5円、当社株価の14.25%))を参考とし、各割当予定先との間で協議を経て、本新株予約権1個当たりの払込金額を9,000円(1株当たり9.0円)といたしました。

また、本新株予約権の行使に際して払込みをすべき当社普通株式1個当たりの当初価額(当初行使価額)は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日における株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値である207円を基準とし、27.53%のディスカウントである150円としました。参考までに当該行使価額は、本新株予約権にかかる取締役会決議日の前営業日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価150円と同額であり、過去3ヶ月間の平均株価178円に対し、15.73%のディスカウント、過去1ヶ月間の平均株価222円に対し、32.43%のディスカウントとなっております。

以上のとおり、本新株予約権の払込金額は、第三者機関により算定された理論的価値を下回ることから、会社法第238条第3項に規定される割当予定先に特に有利な金額に該当すると判断しております。

しかしながら、下記「6 大規模な第三者割当の必要性(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響について 新規事業(太陽光発電所事業)への投資」に記載のとおり、今後、当社グループとして本格的に太陽光発電所事業を推進し、拡大していくためには、太陽光発電所事業への投資資金が必要であり、また、当社は、下記「6 大規模な第三者割当の必要性(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響について 財務体質の健全化」に記載のとおり財政状態が厳しい財政状態であり、そのため、当社は金融機関からの借入による資金調達に向けて努力してはいるものの、調達が困難な状況が続いております。

そこで、本第三者割当により資本を充実させ、また投資資金を確保した上で、当社グループの事業を安定化させることによって、将来的には金融機関の与信判断が向上することが期待されるため、まずは安定収益を確保する投資に必要な資本性の資金調達が必要であると考えに至りました。

以上の理由により、本株式と併せて、上記の発行条件による本新株予約権を発行することは、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、発行条件は合理的であると考えております。

また、当社は、上記の理由のとおり、本株式と併せて、上記の発行条件による本新株予約権の発行を必要と考えている一方、今回の資本性の資金調達の具体的内容に関する投資家側との協議に際して、投資家側は、当社に初めて投資することから、投資リスクを軽減したいとの要望がありました。

このように、当社と投資家側において本新株予約権と株式の発行条件の協議において当社として譲歩しなければならない条件との折り合いの中で、本新株予約権の発行条件の決定に至ったものであり、当社としては新株式と併せて、上記の発行条件による本新株予約権の発行が必要であると判断しております。

なお、本新株予約権の払込金額は、特に有利な金額であると判断されるとともに、本新株予約権の発行は大規模な希薄化を生じることから、本新株予約権の発行について既存株主の意思を確認するため、平成25年1月25日開催予定の当社臨時株主総会の議案に付議して株主の皆様のご理解を賜った上で、ご承認を得ることを条件としております。



#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の行使により交付される株式数は、4,843,000株となり、発行済株式の総数である6,774,000株（議決権数6,568個）に対して71.49%の割合（議決権における割合73.73%）で希薄化が生じる見込みです。従って、本株式の発行による希薄化率は25%以上となることから、本株式の発行は大規模な第三者割当に該当することとなります。

なお、本新株予約権と同日付をもって当社取締役会において決議された本株式の発行による新規発行株式数2,136,000株（議決権2,136個）を合わせますと、現在の当社の発行済株式総数6,774,000株（議決権6,568個）に対して103.02%の割合（議決権における割合106.25%）で希薄化が生じます。

#### 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権の割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合
シービーエスジーバンク ジュリアスベアシンガ ポールランチ	東京都品川区東品川2丁目3番14号	1,437,000	21.87%	1,437,000	16.50%
Marilyn Tang	シンガポール国	-	-	769,000	8.83%
イーエフジー バンク アーゲー ホンコン アカ ウント クライアント	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	492,000	7.49%	492,000	5.65%
ミズホ セキュリティーズ アジア リミテッド クラ イアント アカウント 69250601	東京都中央区月島4丁目16-13	429,000	6.53%	429,000	4.92%
ビーエヌピーパリバウェ ルスマネージメントシン ガポールランチ	東京都千代田区丸の内1丁目9-1 グラントウ キョウノースタワー	349,000	5.31%	349,000	4.00%
エスアイエツクス エスア イエス エルティデー	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	331,000	5.03%	331,000	3.80%
榭澤 徹	東京都目黒区	318,000	4.84%	318,000	3.65%
島貫 宏昌	東京都港区	-	-	307,000	3.52%
新井 紀之	埼玉県鴻巣市	-	-	169,000	1.94%
高木 勝義	東京都大田区	167,000	2.54%	167,000	1.91%
計	-	3,523,000	53.63%	4,768,000	54.77%

(注) 1. 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年9月30日現在の総議決権数に、本株式に係る議決の数2,136個を加えて、算定しております。

（参考）本株式が発行され、かつ、本新株予約権が全て行使された場合

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決権 の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に對す る所有権議決 権の割合
Marilyn Tang	シンガポール国	-	-	2,769,000	20.43%
PERMAN YADI	シンガポール国	-	-	2,090,000	15.42%
シービーエスジーバンク ジュリアスベアシンガポ ールランチ	東京都品川区東品川2丁 目3番14号	1,437,000	21.87%	1,437,000	10.60%
島貫 宏昌	東京都港区	-	-	573,000	4.22%
イーエフジー バンク アー ゲー ホンコン アカウ ントクライアント	東京都千代田区丸の内2 丁目7-1	492,000	7.49%	492,000	3.63%
ミズホ セキュリティーズ アジア リミテッド クライ アント アカウ ント 69250601	東京都中央区月島4丁目 16-13	429,000	6.53%	429,000	3.16%
ビーエヌピーパリパウエル スマネージメントシンガ ポールランチ	東京都千代田区丸の内1 丁目9-1 グラントウ キョウノースタワー	349,000	5.31%	349,000	2.57%
エスアイエツクス エスア イエス エルティデー	東京都千代田区丸の内2 丁目7-1	331,000	5.03%	331,000	2.44%
榭澤 徹	東京都目黒区	318,000	4.84%	318,000	2.34%
久保田 定	宮城県仙台市	-	-	286,000	2.11%
藤島 好治	福岡県博多市	-	-	286,000	2.11%
計	-	3,356,000	51.09%	9,360,000	69.09%

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響について

当社は、下記 に記載のとおり新規事業（太陽光発電所事業）への投資並びに下記 に記載のとおり財務体質の健全化を目的として、下記 に記載の理由により第三者割当の方法により本新株予約権及び本株式を発行することとしました。

新規事業（太陽光発電所事業）への投資

当社は、平成22年10月15日付「組織の新設に関するお知らせ」にて公表いたしましたように、太陽光エネルギー事業（太陽光システム販売事業及び太陽光発電所事業の総称をいいます。以下同じ。）へ進出することを目的として「太陽光エネルギー事業準備室」を設置し、太陽光発電モジュール及び発電システムにおける事業化の可能性につき、市場調査及びマーケティング活動に取り組んで参りました。また、平成23年6月29日付「新規事業の開始に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、当社グループとして正式に太陽光システム販売事業の開始を決定しました。

現在、世界のエネルギー市場においては、温室効果ガスであるCO2の削減、将来的なエネルギー供給の安定化などの観点から、化石燃料の利用を抑え、より安全でクリーンな再生可能エネルギーの普及拡大機運が高まってきております。中でも太陽光発電はこれらの問題解決の中心的なオプションの一つとして取り上げられ、各国競うように太陽光発電所の設置が進められております。特に我が国では、福島第一原子力発電所事故を経験したことにより、エネルギー政策における代替エネルギーへの転換が急務として叫ばれ、我が国の国会において「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）が平成24年7月1日に施行されました。

同法は、欧州で独立発電業者（IPP）の新規参入を増加させたフィード・イン・タリフ（FIT）制度と類似した電力（太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを用いて発電された電力）全量買取り制度を導入すること及び買取りに要した費用に充てるため各電気事業者がそれぞれの需要家に対し賦課金の支払を請求することを認めること等を内容とする法律であります。同法の施行により、日本における太陽光発電市場は大きく促進されるものと考えております。

新規事業への投資については当社の計画のとおり事業遂行ができない場合には当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があるものの、以上のような事業環境の変化を商機と捉え、当社は太陽光エネルギー事業を将来的には当社グループの中核とすべく、当該事業を推進して参りました。太陽光エネルギー事業につきましても、事業開始間もないことから、収益寄与は未だ限定的ですが、事業の拡大に向けて、次のとおり、社内の体制整備や営業活動を強化している状況にあります。

平成24年1月20日には、「太陽光エネルギー事業部「福岡営業所」開設に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、太陽光エネルギー需要が高い九州地域における当社太陽光エネルギー事業部の営業拠点を開設し、太陽光システム販売事業を推進して参りました。

また、平成24年6月28日付「太陽光発電所（メガソーラー）事業準備室の新設に関するお知らせ」にて、公表いたしましたように、当社グループでは太陽光エネルギー事業の新たな領域として太陽光発電所事業を推進するため、「太陽光発電所（メガ

ソーラー)事業準備室」を開設いたしました(ソーラー発電所の中でも設置Kw数が1メガワット以上のものをメガソーラーと呼びますが、当社では、より規模の大きいソーラー発電所を運営することを目的として、準備室の名称を「太陽光発電所(メガソーラー)事業準備室」としています。)

さらに、平成24年7月12日付「太陽光発電所(ソーラー発電所)事業の開始に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、福岡県筑紫郡の「筑紫ヶ丘ゴルフクラブ」において、ソーラー発電所の建設を行い、また当社子会社の本社屋においても太陽光発電システムを設置し、太陽光発電所事業を推進しております。なお、筑紫ヶ丘ゴルフクラブは平成24年10月初旬に売電を開始し、当社子会社の本社屋は平成24年9月10日付で売電を開始いたしました。

当社取り組みのメガソーラー発電所の第一段階として、平成24年9月9日付「固定資産の賃借によるメガソーラー用地確保に関するお知らせ」にて公表いたしましたように、山口県下関市でメガソーラー用地を確保し、現在はメガソーラー発電所の建設を行っております。なお、メガソーラー用地の概要は以下のとおりです。

(平成24年9月9日付で確保したメガソーラー用地の概要)

所在地	山口県下関市豊浦町大字川棚字石塔1480番14、1474番77
用途	メガソーラー発電所(面積:24,081.07㎡)
設置Kw数	1.3メガワット(1,300Kw)~1.5メガワット(1,500Kw)
現況	更地
賃借料の総額	20,000千円(5年間合計。賃貸借契約における賃料に関しましては、当面自己資金を予定しております。)
賃借後取得価額	130,000千円(予定)
契約概要	5年間における土地賃借並びにその後の土地売買予約契約

平成24年9月25日付「子会社設立に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、平成24年9月25日付で、太陽光発電所を運営する専門会社である「株式会社GPエナジー」を設立し、同社で山口県下関市のメガソーラー発電所を運営して参ります。なお、今後は、新たなソーラー発電所につきましても、太陽光発電所ごとに専門会社を設立し、土地の取得(または賃貸)から運営までを行う方針であります。太陽光発電所ごとに専門会社を設立する主な目的は、太陽光発電所事業を行う専門会社単位での金融機関からの借入による調達(プロジェクトファイナンス等)を行うためであります。

当社取り組みのメガソーラー発電所の第二段階として、平成24年11月27日付「固定資産の賃借によるメガソーラー用地確保に関するお知らせ」にて公表いたしましたように、長崎県五島市でメガソーラー用地を確保し、平成25年3月末までの売電価格での運用を目指して参ります。運用実施時期につきましては、上記「2.新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」に記載の新株予約権の行使による時期によります。なお、メガソーラー用地の概要は以下のとおりです。

## （平成24年11月27日付で確保したメガソーラー用地の概要）

所在地	長崎県五島市浜町507番 他
用途	メガソーラー発電所（面積：23,936㎡）115円/㎡（年間）
設置Kw数	1.9メガワット（1,900Kw）
現況	更地
賃借料の総額	55,052千円（20年間合計。賃貸借契約における賃料に関しましては、当面自己資金を予定しております。）
契約概要	20年間における土地賃貸借契約

太陽光発電所は、再生可能エネルギー特別措置法の施行により、一般事業者が太陽光発電所を運営し、発電した電力全量買取制度により電力会社へ20年間固定の価格で販売できる事業です。これにより、太陽光発電所事業は、安定的な収益につながる事業として期待されております。

今後、当社グループとして本格的に太陽光発電事業への取り組みを加速し、収益事業として大きく拡大させることを念頭においております。本事業を推進し、拡大してゆくためには、太陽光発電所への投資資金が必要であり、下記に記載のとおり当社の財政状態を鑑みると当社は金融機関からの借入による資金調達に向けて努力してはいるものの、金融機関から短期的に多額の借入による資金調達が困難な状況（主な金融機関との交渉状況につきましては、平成25年3月期の連結黒字を確認した段階で、初めて借入の交渉が出来る状況（借入が確約されたものではありません。）と言われており、現状は交渉すること自体が困難な状況であります。なお、当社子会社である株式会社多摩川電子につきましては、金融機関から借入することはできておりますが、株式会社多摩川電子以外の他社への貸付は金融機関の事前承認が必要とされる財務制限条項が付されており、本日現在において、当該承諾を得られる見込みはなく、当社の投資資金としては使用できない状況にあります。）であり、資本性の資金調達が必要であるとの判断に至りました。

このような中、当社が太陽光発電所事業への投資を進める経営方針等を理解していただける候補先として、当社の代表取締役社長である福永節也の知人である藤島好治氏（藤島好治氏は有限会社藤島興産の取締役であり、同社は福永節也が代表取締役である株式会社ジャパンゴールドを介しての知人であります。同社の代表取締役である藤島健一氏にご子息である藤島好治氏を福永節也へ紹介いただきました。）と平成24年9月24日より面談し、当社の代表取締役である榊澤徹の知人であるMarilyn Tang氏（榊澤徹とは、過去において、コメルツバンクサウスイーストアジア社での同僚でありました。）、PERMAN YADI氏（榊澤徹とは、過去において、和光証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）での同僚でありました。）及び一言伊左夫氏（榊澤徹とは、過去においてH S B C銀行においてH S B C銀行関係者から紹介された者であります。）と平成24年8月23日より面談しました。また、平成24年10月19日に当社と割当候補先紹介のアドバイザー契約を締結した株式会社アースリンク（住所：東京都中央区、代表者：三原浩、主たる業務：企業の合併、技術、販売等の提携に関する仲介斡旋及びそのコンサルティング）を介して金銭的に余裕があり、かつ属性上の問題がない割当候補先を紹介いただくよう要請し、当社の経営方針にご賛同いただける方として、島貫宏昌氏、新井紀之氏、久保田定氏、小泉洋子氏、大武浩幸氏、安井健一氏、田邊俊氏及び新井正敏氏を平成24年8月14日より順次紹介いただきました。

なお、株式会社アースリンクは割当候補先である一言伊左夫氏から平成24年7月30日に当社代表取締役である榊澤徹が紹介を受け、一言伊左夫氏の紹介でもあったことから当社とは平成24年8月上旬から交渉を行い、実際に割当候補先を紹介され、平成24年10月19日付の属性調査報告書によれば反社会的勢力との関係もないものと判断されることから、平成24年10月19日に当社と割当候補先紹介のアドバイザー契約を締結しております。また、アドバイザー契約の締結日が実際に割当候補先の紹介日より遅れた理由は、株式会社アースリンクによる割当候補先の紹介実績を確認するためであり、かつ、当社としてエクイティファイナンスの実現可能性が高まった段階でアドバイザー契約を締結したためであります。

このような太陽光発電所事業への投資は当社グループの収益への貢献を期待できるものの、収益化には一定の時間が必要であること、下記に記載のとおり、当社の財政状態を鑑みると、借入という負債性資金のみによる投資資金の調達は、財務体質の健全化及び信用力の向上には必ずしもつながらないことから、投資資金を確保しつつ、財務体質を健全化して信用力を向上させ、金融機関の与信判断の好材料とするためには資本性の資金調達が必要であると判断するに至りました。

そこで、当社は、これら割当候補先と株式及び新株予約権の引受けについて協議、交渉を進め、割当候補先との間で太陽光発電所事業への投資資金として借入れた資金の株式化（デット・エクイティ・スワップ）、及びMarilyn Tang氏、新井紀之氏、小泉洋子氏、PERMAN YADI氏、田邊俊氏、新井正敏氏に対する金銭出資の合意を取り付けて、本日開催の取締役会において、本株式及び新株予約権の発行を決議しました。

なお、当社は、太陽光発電事業につき、上記案件以外にも安定した収益が期待できる用地確保を交渉している案件を複数保有しており、交渉が具体化した場合には、今後は、新たな用地での発電所への投資を行うこととなります。今後の太陽光発電事業に関する当社の方針といたしましては、短期間でメガソーラー発電所を数件投資する予定であります。そのためにも、下記に記載のとおり、財務体質の健全化が必要であり、財務体質の健全化に伴い、また具体的なメガソーラー発電所の実績を挙げることにより、金融機関の借入が可能となりましたら、金融機関からの借入による調達（プロジェクトファイナンス等）と併せまして新たな発電所に投資していく方針であります。

## 新規事業（太陽光発電所事業）へのリスクについて

当社はかねてより太陽光エネルギー事業分野への進出を調査・検討し、本格的に事業として開始いたしました。当初の計画どおり事業展開が進まなかった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

太陽光エネルギー事業については、国または地方自治体が支援する「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」制度の変更、廃止または、電力会社の余剰電力買取価格の減額等により顧客の導入意欲が減退した場合、当社グループの太陽光エネルギー事業における売上、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の成立にともない、今後、産業用太陽光発電システムの市場は大きく拡大することが見込まれますが、電力の「固定価格買取制度」における買取価格や買取年数の状況により、当社グループにおける太陽光エネルギー事業の進捗に影響

響を与える可能性があります。

#### 財務体質の健全化

当社グループは、平成20年3月期から平成24年3月期までの5期間連続で、連結及び単体で純損失を計上しており、その結果、5期間連続で連結及び単体純資産は減少し、平成24年3月期末における連結純資産は761百万円及び単体純資産は1,464百万円となり、当社グループは、平成25年3月期第2四半期においては、連結及び単体で純利益を計上する等して業績が回復して連結純資産は894百万円となっておりますが、それでもなお、平成22年3月期末の連結純資産の1,162百万円の約76%に留まっており、厳しい財政状態であります。このような財政状態にあるため、当社は金融機関からの借入による資金調達に向けて努力してはいるものの、金融機関から短期的に多額の借入による資金調達が困難な状況が続いております。主な金融機関との交渉状況につきましては、平成25年3月期の連結黒字を確認した段階で、初めて借入の交渉が出来る状況（借入が確約されたものではありません。）と言われており、現状は交渉すること自体が困難な状況であります。なお、当社子会社である株式会社多摩川電子につきましては、金融機関から借入することはできておりますが、株式会社多摩川電子以外の他社への貸付は金融機関の事前承認が必要とされる財務制限条項が付されており、本日現在において、当該承諾を得られる見込みはなく、当社の投資資金としては使用できない状況にあります。

そこで、本第三者割当により資本を充実させ、また投資資金を確保した上で、当社グループの事業を安定化させることによって、将来的には金融機関の与信判断が向上することが期待されるため、まずは資本の充実及び安定収益を確保する投資に必要な資本性の資金調達が必要であると判断するに至りました。

#### 第三者割当による本株式及び本新株予約権の発行を選択した理由

当社は、上記に記載のとおり、今後、当社グループとして本格的に太陽光発電所事業を推進し、拡大していくためには、太陽光発電所事業への投資資金が必要であり、また、当社は、上記に記載のとおり財政状態を鑑みると、資本の充実及び投資資金を確保した上で、当社グループの事業を安定化させることが必要であり、当社は金融機関からの借入による資金調達に向けて努力してはいるものの、調達が困難な状況が続いております。そこで、本第三者割当により資本を充実させ、また投資資金を確保した上で、当社グループの事業を安定化させることによって、将来的には金融機関の与信判断が向上することが期待されるため、まずは資本の充実及び安定収益を確保する投資に必要な資本性の資金調達が必要であると判断するに至りました。

#### a. 資金調達方法として本株式及び本新株予約権を選択した理由

資金調達の方法として、第三者割当のほか、公募増資、株主割当（ライツ・オフリング）という方法もありますが、公募増資や証券会社の引受けがなされるコミットメント型のライツ・オフリングにつきましては、現状の株式市場、当社の業績、財政状態、株価動向、株式流動性等から判断すると証券会社の引受け自体が現実的ではなく、証券会社の引受けがなされないノンコミットメント型のライツ・オフリングにつきましては調達額が不確定あり、本第三者割当の調達規模の投資資金を確保できないおそれがある現実的ではないと考えられること、さらに、割当予定先が当社グループの経営方針及び事業方針に賛同頂いておりますので、第三者割当の方法によって本株式及び本新株予約権の発行を行うことが適切であると判断し、選択いたしました。

また、本株式の発行に加えて、本新株予約権の発行することとした理由は、本来は、山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金につきましては、平成25年3月までに投資の必要性があることから、資金調達を本株式の払込価額及び本新株予約権の払込価額で対応する方針でございましたが、想定した割当候補先が引き受けないこととなり、本新株予約権の行使価額106,553,000円の金額も含めて対応することとなりました。なお、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち106,553,000円の金額につきましては、投資の不足分をMarilyn Tang氏より平成25年3月までに当社の要請に基づき行使するという表明を書面にて頂いております。その他の長崎県五島市のメガソーラー発電所（予定投資金額570,000,000円）につきましては、基本的には長崎県五島市のメガソーラー発電所の投資規模の拡大に応じて、本新株予約権の行使を行えばよいものであることから投資リスクの軽減という意向を満たすものであり、また当社の株式の希薄化を抑えられることもあり、割当予定先との協議の中で選択したものであります。

#### b. 本株式及び本新株予約権を併せて発行する理由

上記「4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載のとおり、本株式と本新株予約権を併せて発行することにより、当社としては、払込期日において、本株式の払込金額と本新株予約権の払込金額の合計額を一定の資金として確保しつつ、また、当社グループとして太陽光発電所事業の事業規模の拡大とそれに伴う当社グループの経営状態及び財政状態の向上、ひいては当社グループの企業価値を向上させることによって割当予定先からの本新株予約権の行使による追加的な資金調達を期待することができ、株式のみで一回に資金調達をする場合に比べて発行済株式総数の増加を抑制できるものと考えております。割当予定先としては、当社の太陽光発電所事業の投資規模の拡大に応じて、本新株予約権の行使を行えばよいものであることから投資リスクの軽減という意向を満たすものであります。

#### c. 本株式及び本新株予約権の発行バランス

本株式と本新株予約権の行使による株式の発行株数の比率は、約1対2.2となっております。本来は、山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金につきましては、平成25年3月までに投資の必要性があることから、資金調達を本株式の払込価額及び本新株予約権の払込価額で対応する方針でございましたが、想定した割当候補先が引き受けないこととなり、本株式の払込価額及び本新株予約権の払込価額だけでなく本新株予約権の行使価額も含めて対応することとなりました。なお、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち106,553,000円の金額につきましては、投資の不足分をMarilyn Tang氏より平成25年3月までに当社の要請に基づき行使するという表明を書面にて頂いております。また、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち570,000,000円につきましては、投資の実施（資金需要）に応じて長崎県五島市のメガソーラー発電所に投資をしていく予定であります。

そのため、当社といたしましては株式数の観点からの発行バランスは悪い状況ではあるものの、資金確保性及び資金需要の観点からの発行バランスは適切であるとと考えております。

#### (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断過程

本新株予約権の行使により交付される株式数は、4,843,000株(議決権4,843個)となり、発行済株式の総数である6,774,000株(議決権6,568個)に対して71.49%の割合(議決権における割合73.73%)で希薄化が生じる見込みです。従って、本新株予約権の発行による希薄化率は25%以上となることから、本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当することとなります。

また、本新株予約権と同日付をもって当社取締役会において決議された新株式の発行株数2,136,000株(議決権2,136個)を合わせますと、現在の当社の発行済株式総数6,774,000株(議決権6,568個)に対して103.02%の割合(議決権における割合106.25%)で希薄化が生じます。

当社は、事業成長の可能性が高い太陽光発電所事業へ注力すべく活動しており、経営資源を集中させることを考えております。本事業は、安定した収益が期待できる案件も多く、十分な投資資金を確保する必要性がございます。しかしながら、過去5期において当期純損失を計上したことにより、5期間連続で連結及び単体純資産は減少し、平成24年3月期末における連結純資産は761百万円及び単体純資産は1,464百万円となり、当社グループは、平成25年3月期第2四半期においては、連結及び単体で純利益を計上する等して業績が回復して連結純資産は894百万円となっておりますが、それでもなお、平成22年3月期末の連結純資産の1,162百万円の約76%に留まっていることから財務状況は厳しく、当社は金融機関からの借入による資金調達に向けて努力しているものの、調達が困難な状況が続いております。

こうしたことから、太陽光発電所事業は今後の事業拡大が期待できる一方、当該事業への投資資金が不足することが考えられます。そのため、当社が本第三者割当を行うことによって、今後の当社の収益拡大につながり、併せて財務体質の健全化につながるものと考えております。

以上の理由により、本第三者割当は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断し、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様利益に貢献できるものと考えております。従いまして、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。なお、本第三者割当に関する取締役会において、本株式及び本新株予約権の発行を当社として行うことについて、当該取締役会に出席した監査役全員から、その必要性及び相当性を認めるとの意見が表明されております。

もっとも、上記のとおり、大規模な希薄化が生じることとなりますので、本株式及び本新株予約権の発行について既存株主の皆様意思を確認するため、平成25年1月25日開催予定の当社臨時株主総会の議案に付議して株主の皆様のご理解を賜った上で、ご承認を得ることを条件としております。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成24年12月6日)までの間において、変更及び追加がありました。以下の内容は当該事業等のリスク」を変更箇所のみ記載したものであり、変更及び追加箇所は下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日(平成24年12月6日)現在においてもその判断に変更はありません。

当社の経営成績、株価及び財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### 4 事業等のリスク

(1)～(5)、(7)、(8)略

##### (6) 新規事業投資に伴うリスク

当社はかねてより太陽光エネルギー事業分野への進出を調査・検討し、本格的に事業として開始いたしました。当初の計画どおり事業展開が進まなかった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

太陽光エネルギー事業については、国または地方自治体が支援する「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」制度の変更、廃止または、電力会社の余剰電力買取価格の減額等により顧客の導入意欲が減退した場合、当社グループの太陽光エネルギー事業における売上、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の成立にとまない、今後、産業用太陽光発電システムの市場は大きく拡大することが見込まれますが、電力の「固定価格買取制度」における買取価格や買取年数の状況により、当社グループにおける太陽光エネルギー事業の進捗に影響を与える可能性があります。

##### (9) 株式の希薄化について

本株式の発行される株式数は2,136,000株であり、平成24年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数6,774,000株（総議決権6,568個）に対する割合は31.53%（総議決権数に対する割合32.52%）となります。この結果、当社の総議決権数に対する議決権所有割合が低下し、また、当社普通株式1株当たりの純資産や純利益といった株式価値が希薄化することになり、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、本新株予約権4,843個の行使の目的となる株式数は4,843,000株であり、平成24年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数6,774,000株（総議決権6,568個）に対する割合は71.49%（総議決権数に対する割合73.73%）となります。本新株予約権が行使された場合には、当社の総議決権数に対する議決権所有割合が低下し、また、当社普通株式1株当たりの純資産や純利益といった株式価値が希薄化することになり、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### (10) 本新株予約権による行使がされない場合について

本新株予約権において、株価の下落等の原因で本新株予約権が行使されず、当該行使による資金調達が出来ない場合、当社の想定する投資を行えない結果として期待した収益を上げることが出来ない可能性があります。また、この場合、当社の想定する財務基盤の健全化も行うことが出来ないこととなり、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

##### (11) 本株式及び本新株予約権の失権について

当社は本株式及び本新株予約権の各割当予定先の払込に要する資金等の状況について確認しており、これらの各割当予定先ともに払込に要する資金等を保有していることから、当社として、本第三者割当による本株式の払込みに確実性があると判断しておりますが、仮に本株式及び本新株予約権または本新株予約権において払込みがなされず、失権となった場合は、当社の想定する投資を行えない結果として期待した収益を上げることが出来ない可能性があります。また、この場合、当社の想定する財務基盤の健全化も行うことが出来ないこととなり、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

##### (12) 主要株主である筆頭株主の異動について

本新株予約権の行使の状況により、主要株主である筆頭株主の異動が生じ、当該筆頭株主による株主総会での議決権行使等が、当社の事業運営のガバナンスに影響を与える可能性があります。

## 2. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第44期事業年度）提出日（平成24年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成24年12月6日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

株主総会の議決権行使結果（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告。提出日：平成24年6月29日）

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、福永節也、榊澤 徹、山下正寛及び日下成人の4氏を選任する。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、上野弘行氏を選任する。

- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決定事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個） （注）1	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	4,659	24	0	（注）2	（注）3 可決（99.49%）
第2号議案	4,652	30	1	（注）2	（注）3
福永節也	4,652	30	1		可決（99.34%）
榊澤 徹	4,651	31	1		可決（99.34%）
山下正寛	4,651	31	1		可決（99.32%）
日下成人	4,651	31	1		可決（99.32%）
第3号議案	4,653	30	0	（注）2	（注）3 可決（99.36%）
上野弘行					

（注）1．棄権数には無効を含みます。

2．各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

また、第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3．賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

主要株主の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく報告、提出日：平成24年10月16日）

- (1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなったもの

イーエフジーバンクアーゲーホンコンアカウントクライアント

- (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

		所有議決権の数 （所有株式数）	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主 順位
イーエフジーバンクアーゲーホンコンアカウントクライアント	異動前 （平成24年3月31日現在）	817個 （817,000株）	12.43%	2位
	異動後 （平成24年9月30日現在）	492個 （492,000株）	7.49%	2位

- (3) 異動確認年月日

平成24年10月15日

- (4) その他の事項

当該異動の経緯

平成24年9月30日現在の株主名簿を株主名簿管理人より受領したところ、主要株主の異動が判明いたしました。

本報告書提出日現在の資本金の額 1,101,628,000円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 6,774,000株

本報告書提出日現在の総株主等の議決権の数 6,568個

当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項（企業内容等の開示



に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく報告。提出日：平成24年12月3日（平成24年12月5日及び平成24年12月6日提出の記載事項の一部訂正による訂正臨時報告書を含んだ内容となっております。）

(1) 銘柄 株式会社多摩川ホールディングス 第3回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）

(2) 新株予約権の内容

発行数

612個（新株予約権1個につき1,000株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式612,000株とし、下記により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価格は、9,000円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルー・アスター・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

発行価額の総額

134,028千円

新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式（内容は、完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。単元株式数は1,000株である。）とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1,000株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む、以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金219円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成26年7月1日から平成28年1月16日までとする。

新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成26年3月期の連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、損益計算書）における営業利益の金額が350百万円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

ロ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ハ 本新株予約権の相続による承継は認めない。

ニ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ホ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

イ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上

げるものとする。

- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の割当日

平成25年1月17日

新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成25年1月17日

新株予約権の取得に関する事項

- イ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての  
新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主  
総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日 の到来を  
もって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、  
当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称し  
て以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権  
（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イから  
ホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付すること  
とする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予  
約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画におい  
て定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

□ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 に準じて決定する。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記 に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 に定める行使期間の  
末日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する  
事項

上記 に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

チ その他新株予約権の行使の条件

上記 に準じて決定する。

リ 新株予約権の取得事由及び条件

上記 に準じて決定する。

ヌ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本 に準じて決定する。

ル 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるも  
のとする。

(3) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 4名 366個（366,000株）

当社従業員 6名 119個（119,000株）

当社子会社取締役 2名 69個（69,000株）

当社子会社従業員 8名 58個（58,000株）

(4) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締

役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

株式会社多摩川電子 発行会社の完全子会社

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第44期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 関東財務局に提出
有価証券報告書の訂 正報告書	事業年度 (第44期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年7月3日 関東財務局に提出
四半期報告書	事業年度 (第45期第2四半期)	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月12日 関東財務局に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月28日

株式会社多摩川ホールディングス  
取締役会 御中

### K D A 監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 関本 享 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 毛利 優 印

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象には、当社の連結子会社株式会社多摩川電子が、平成24年4月24日にBLOOM GLORY INVEST LTD. から35,000千円、平成24年5月23日に株式会社日本政策金融公庫から設備資金として25,000千円、運転資金として45,000千円の計70,000千円の金銭消費貸借契約を締結し、借入を実行した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社多摩川ホールディングスの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制監査報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査は、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社多摩川ホールディングスが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月28日

株式会社多摩川ホールディングス

取締役会 御中

### K D A 監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 関本 享 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 毛利 優 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングスの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月12日

株式会社多摩川ホールディングス  
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	関	本	享	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	毛	利	優	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

重要な後発事象には、平成24年10月5日にASSETRAISE CONSULTANTS LTD.と金銭消費貸借契約を締結し、平成24年10月9日に1億円の借入れを行った旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。